

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第98号



## 未成年者の消費者トラブルが増加 ― 令和5年度消費生活センター報告 ―

令和5年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は175件でした。

### 通販のトラブルが最多

令和5年度で最も多かった相談は、前年度と同様に通信販売のトラブルで、特に次のような相談が目立ちました。

- 化粧品やサプリメントを1回限りのつもりで注文したが、「定期購入」だった。

■ネット通販で代金を前払いしたものの商品が届かず、事業者にも連絡がつかない「偽サイト」だった。

■通信販売で注文した商品はクーリング・オフができません。事前に返品条件をよく確認してから申し込みましょう。

### 未成年者のトラブルが急増

令和5年度は、特に未成年者が当事者になる相談が増えました。相談内容は、ゲームの高額課金やネット通販のトラブルなどです。

このようなトラブルを防ぐためには、日頃からクレジットカードや暗証番号を厳重に管理し、子どもが使用するスマホやタブレットにペアレンタルコントロールを設定しておくようにしましょう。

また、ネット利用のルールを家族で話し合っておきましょう。

### 脱毛エステ店の倒産

令和5年度は、脱毛エステ店の倒産が相次ぎ、倒産後も信販会社からの請求が続いているという相談が複数寄せられました。エステなどで長期間の高額な契約をする場合は、このようなりスクも考えて慎重に検討をしましょう。

### 幕別町公式ホームページ 【消費生活】

消費生活に関する役立つ情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



### 夜間相談を

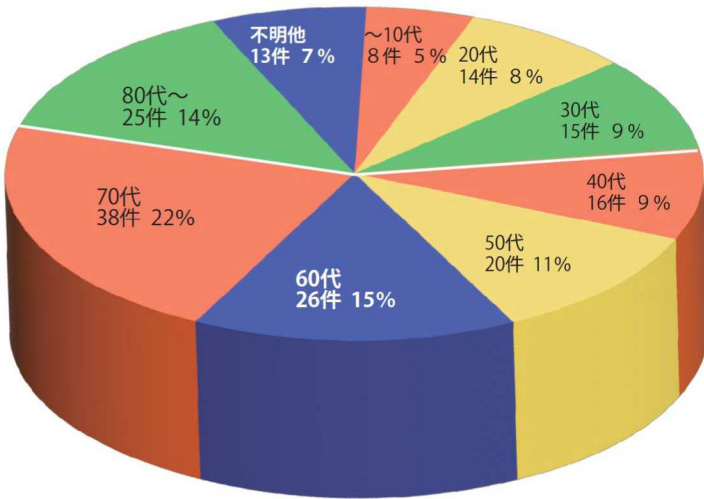
実施しています

毎月第1・3・5水曜日（祝日・年末年始を除く）は、午後7時まで札内相談室にて来所・電話ともに相談を受け付けています。予約不要で相談料は無料です。秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

### 出前講座を

利用してみませんか

消費生活相談員が悪質商法や特殊詐欺の最新の手法や対処法について事例を交えながらお話しします。詳しくは消費生活センターに問い合わせてください。



※60代以上の相談が全体の約50%を占める。

図書館・札内  
コミュニティプラザ  
で展示中！  
啓発資料

令和6年度消費者月間統一テーマ ◆毎年5月は消費者月間です◆  
「デジタル時代に求められる消費者力とは」

問 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター 役場 1階相談室 忠類コミュニティセンター
幕別	午前9時～午後4時 （札内：第1・3・5水曜は午後7時まで）	
忠類	火曜・木曜 第2・4水曜	

# 消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。

## Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

一人で悩まず  
気軽に相談!!



©Kurosaki Gen

## Q2 事前に準備しておくといよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくといよいでしょう。

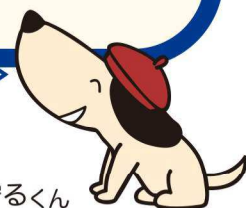
## Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

## Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

早めにね!



見守るくん

\*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。